

## 【避難者支援における出口料金所で提示が必要な書面及びその他の注意事項】

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面を提示して頂く必要があります。  
なお、提示頂く書面については原本（コピー不可）になります。

### 避難者支援における出口等料金所で提示が必要な書面

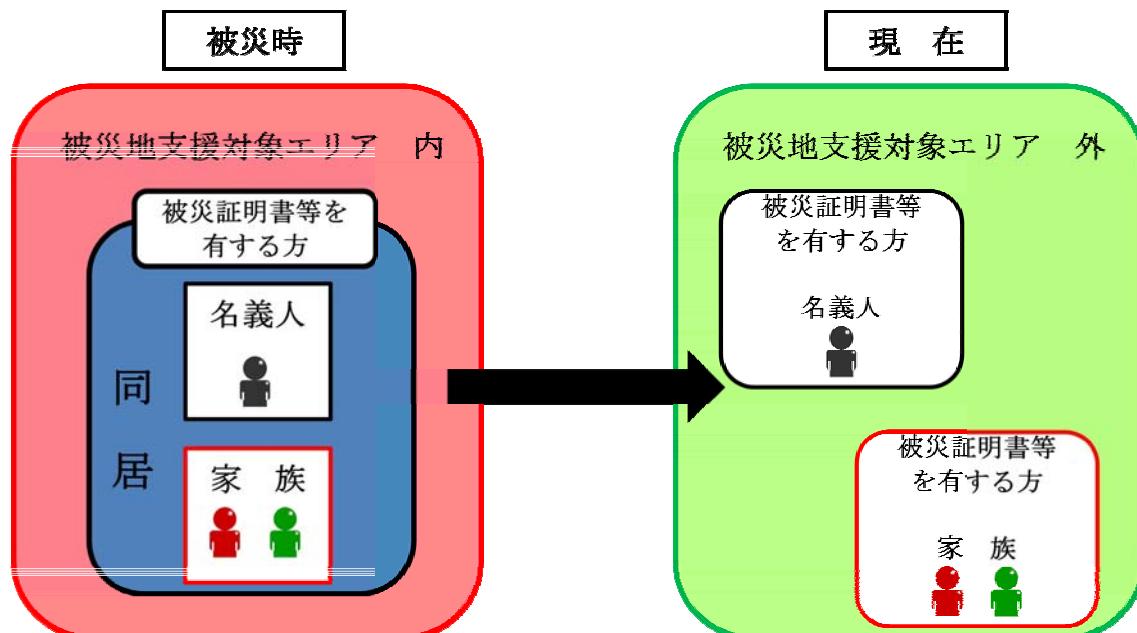
確認事項		必要な書面
原発事故以外の避難者	①被災の有無	被災証明書 又は 罹災証明書
	②避難元	被災時に被災地支援対象エリア内の市町村を生活の本拠としていたことの確認ができる書面 ※ 被災時の居住地が記載されているもの 〔被災証明書、罹災証明書、住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの〕
	③避難先	現在被災地支援対象エリア内の市町村以外の市町村を生活の本拠としていることが確認できる書面（被災後に移転したものに限ります） ※ 現在の避難先の居住地が記載されているもの 〔住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、自治体からの通知文書（押印入り）等の公的機関が発行するもの 及び 公共料金の請求書・領収書〕
	④本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの
原発事故による避難者	①避難元	被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことの確認ができる書面 ※ 被災時の居住地が記載されているもの 〔住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの〕
	②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの

### 必要な書面の注意事項

- ・被災証明書及び罹災証明書（以下「被災証明書等」といいます）は東日本大震災（3月11日以降の余震を含みます）にかかるものをいいます。
  - ・法人、団体に対して発行された被災証明書等は、対象ではありません。
  - ・被災証明書は、発行市町村により名称が異なることがあります。
  - ・罹災証明書の発行に時間を要している市町村があることから、当面の間、「罹災届出証明書」でも可能とします。
  - ・避難先が確認できる書面については、都道府県名が記載されていない場合、その確認にお時間を頂戴する場合があります。  
都道府県名が記載されている書面をご用意いただきますようご協力をお願いします。
  - ・自治体からの通知文書には無料措置を受けようとされる避難されている方の氏名、現在の避難先の居住地が記載され、かつ押印（電子印影を含みます）があるものに限ります。  
なお、封筒は該当しませんのでご注意願います。
  - ・公共料金の請求書、領収書は、電気、都市ガス、水道、電話（固定・携帯）、NHKに限ります。  
また領収書には、電気、都市ガス、水道の場合、検針票（使用量のお知らせ）を含みます。
  - ・警戒区域等とは警戒区域及び計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域をいいます。
- ※ 別紙Ⅱ「原発事故による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域」を参照してください。

## その他の注意事項

- ・ ETCレーンはご利用いただけません。入口、出口ともに一般と表示されたレーンをご利用ください。  
※ 入口をETCレーンでご利用された場合、無料措置の対象になりません。
- ※ 入口をETC/一般の混在レーンをご利用の際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。  
ETCカードを車載器に挿入したまま進入しますと、ETC扱いとなり無料措置の対象なりません。
- ・ スマートICはご利用できません。
- ・ 被災地支援対象区間内のICを入口又は出口とする走行のみ、無料措置の対象になります。  
※ 山形自動車道（酒田みなとIC～湯殿山IC）、米沢南陽道路（南陽高畠IC～米沢北IC）、東京外環道等のNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など、被災地支援の対象区間と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。  
またこれらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行（首都高速を経由して東名高速道路を走行した場合 等）には対象外になります。
- ・ 被災証明書等を有する方（原発事故以外で避難されている方）には、被災証明書等の名義人本人又は被災時に同居していた家族の方を含みます。  
※ 被災時に同居していた家族の方が避難元、避難先を確認できる書面として住民票の写しをご利用の際には、世帯の住民票の写しをご用意ください。
- ※ 被災時同居していなかった家族の方は対象になりませんのでご注意ください。



## (参考)

### 被災地支援対象エリア内の市町村

青森県	八戸市、おいらせ町、階上町 (3市町村)
岩手県	全市町村 (33市町村)
宮城県	全市町村 (35市町村)
福島県	全市町村 (59市町村)
茨城県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、大洗町、常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、大子町 (12市町村)

### ( 参 考 )

## 東北地方の高速道路の無料措置 対象区間

### (凡例)

#### 観光振興として拡大する対象区間

**対象車種** : 普通車以下  
(ETCのみ)

対象日 : 土日休日

(凡例)

## 被災地支援の対象区間

**対象車種** : 全車種  
**対象日** : 全日

**拡大する対象区間**

普通車以下  
(ETCのみ)  
土日休日

**(凡例)**  
**被災地**

**対象対象**

**(凡例)** ■ **被災地支援対象エリア**

青森県	: 八戸市、おいらせ町
岩手県	: 全市町村
宮城県	: 全市町村
福島県	: 全市町村
茨城県	: 水戸市、日立市、北茨城市、ひたちなか市

※ ■(通行止め区間) 常磐道 広野～常磐富岡

## (凡例)

青森県 : 八戸市、おいらせ町、陸上町

## 岩手県 : 全市町村

宮城県 : 全市町村

福島県 : 全市町村

茨城県 : 水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、  
北茨城市、ひたちなか市、大洗町、  
常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、  
大子町

対象車種 : 全車種

対象日 : 全日

※ 確認用書面の提示が必要になります。

( 参 考 )

【12月1日前後における無料措置の取り扱い】

□ 新たに始まる被災地支援の取り扱い

出口料金所の通過日が12月1日以降の場合に無料措置を適用します。

11月30日	0時	12月1日
入口料金所	出口料金所 →	適用になりません。
入口料金所		出口料金所 →
		適用になります。
		入口料金所 →
		出口料金所 →
		適用になります。

□ 新たに始まる避難者支援の取り扱い

避難者支援の対象となるお客さまは、11月30日までの被災者支援の要件も満たしていますので、12月1日前後に関係なく無料措置を適用します。

11月30日	0時	12月1日
入口料金所	出口料金所 →	被災者支援として適用になります。
入口料金所		出口料金所 →
		被災者支援として適用になります。
		入口料金所 →
		出口料金所 →
		避難者支援として適用になります。

□ 終了する被災者支援（これまで避難の実態に関係なく適用を受けていたお客さま）の取り扱い

入口料金所の通過日が11月30日までの場合に無料措置を適用します。

11月30日	0時	12月1日
入口料金所	出口料金所 →	適用になります。
入口料金所		出口料金所 →
		適用になります。
		入口料金所 →
		出口料金所 →
		適用なりません。

( 参 考 )

※1  
【平日と休日の前後における観光振興の取り扱い】

※2  
適用要件を満たしたご利用で、入口料金所または出口料金所までの間の全部または一部に休日が含まれる場合に観光振興の無料区間を適用します。

平日	0時	休日	0時	平日
入口料金所		出口料金所		
		適用になります。		
	入口料金所	出口料金所		
		適用になります。		
		入口料金所	出口料金所	
			適用になります。	
入口料金所			出口料金所	
		適用になります。		

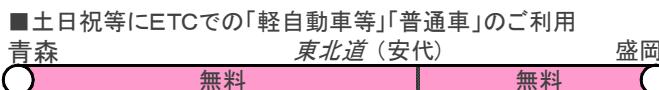
※ 上表に掲げる日にちの組み合わせ以外では観光振興は適用になりません。

※1 土曜日、日曜日、その他の休日、平成 24 年 1 月 3 日、平成 24 年 3 月 19 日

※2 ETCでの「普通車」「軽自動車等」

〈補足〉

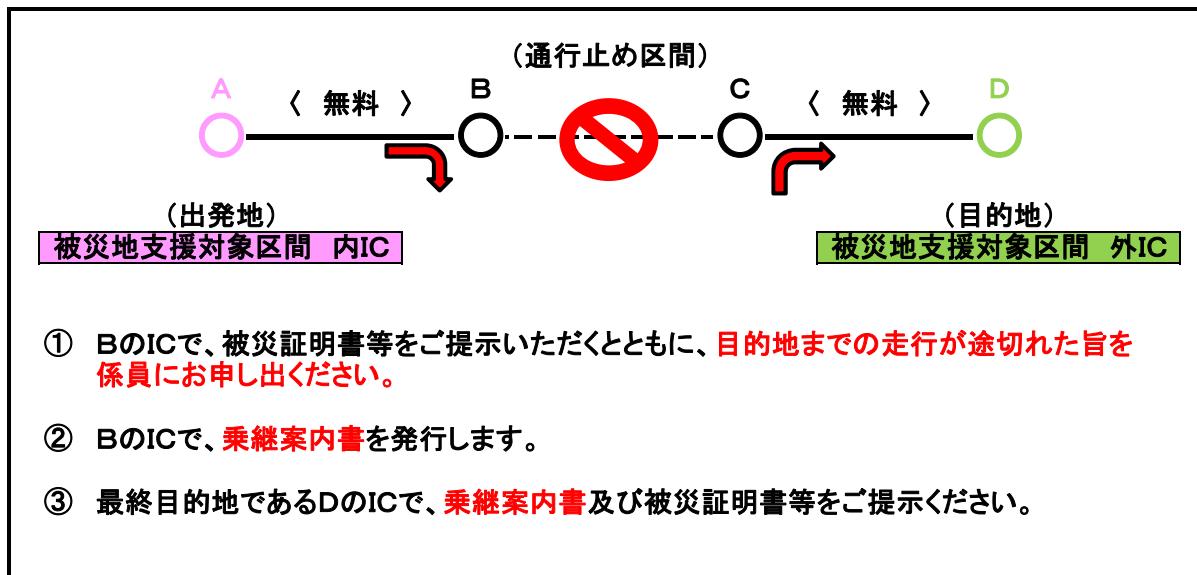
青森 IC - 盛岡 IC のご利用に当てはめた場合、観光振興が適用される場合は全区間が無料（0 円）となります。一方、観光振興が適用されない場合は、被災地支援として安代 IC - 盛岡 IC のみが無料区間となります。



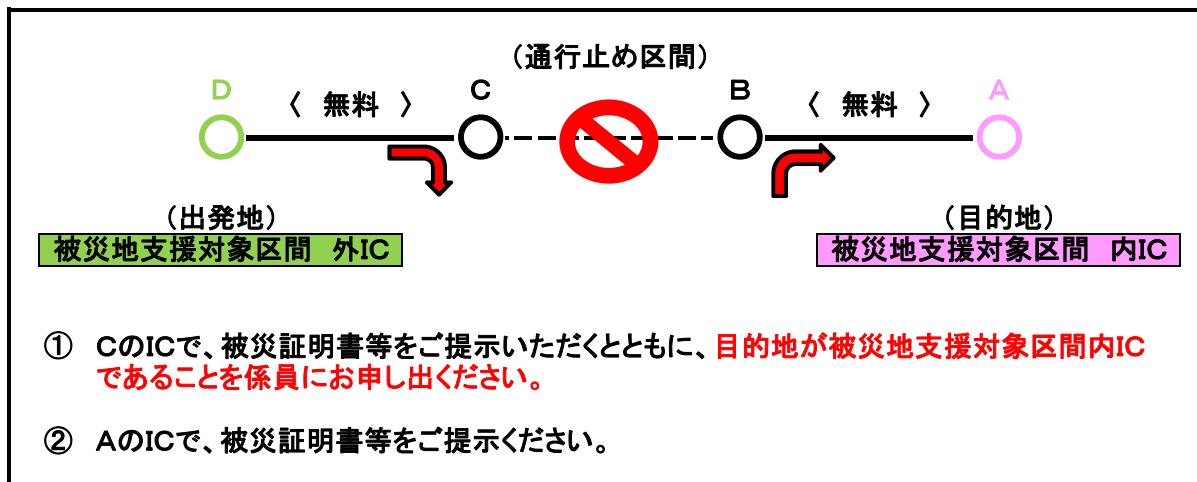
( 参 考 )

## 【避難者支援における通行止め時の取り扱い】

( 出発地が被災地支援の対象区間にICの場合 )



( 目的地が被災地支援の対象区間内ICの場合 )



被災証明書等	…	① 被災の有無を確認できる書面 ② 避難元を確認できる書面 ③ 避難先を確認できる書面 ④ 本人確認ができる書面	…	被災証明書又は罹災証明書
			…	住民票の写し、運転免許証等
			…	※ 詳しくは「提示が必要な書面」をご参照ください
			…	
			…	

乗継案内書 … AのIC(被災地支援対象区間IC)から流入したことを証する書面

( 参考 )

均一料金道路の料金を合併収受する料金所、本州四国連絡高速道路の本線料金所では

- ・ 均一料金道路、本州四国連絡高速道路の料金は有料ですので、別途お支払いください。  
ETCカードでのお支払いも可能です。
- ・ ETC車載器をお取り付けのお車で、均一料金道路、本州四国連絡高速道路のETC割引の適用をご希望の場合は、ETCカードでお支払いのうえ、料金所係員にその旨お申し出ください。

合併収受する料金所		均一料金の道路	
道路名	料金所名	事業者名	道路名
百石道路	下田本線料金所	青森県道路公社	第二みちのく有料道路
常磐自動車道	日立中央料金所	茨城県道路公社	日立有料道路
東水戸道路	ひたちなか本線料金所	茨城県道路公社	常陸那珂有料道路
常磐自動車道	流山料金所	千葉県道路公社	流山有料道路
北陸自動車道	小矢部東本線料金所	富山県道路公社	能越自動車道
中央自動車道	八王子本線料金所	NEXCO中日本	中央自動車道
中央自動車道	富士吉田本線料金所	NEXCO中日本	東富士五湖道路
東名高速道路	名二環名古屋料金所	NEXCO中日本	名古屋第二環状道路
東名高速道路	長久手料金所	愛知県道路公社	名古屋瀬戸道路
伊勢湾岸自動車道	名古屋南料金所	NEXCO中日本	名古屋第二環状道路
名神高速道路	一宮料金所	名古屋高速道路公社	尾北線
名神高速道路	吹田料金所	NEXCO西日本	近畿自動車道
名神高速道路	豊中料金所	阪神高速道路株	池田線
第二京阪道路	巨椋池本線料金所	阪神高速道路株	京都線
中国自動車道	西宮山口本線料金所	阪神高速道路株	北神戸線
九州自動車道	門司本線料金所	福岡北九州道路公社	北九州高速4号線
九州自動車道	馬場山本線料金所	福岡北九州道路公社	北九州高速4号線
九州自動車道	福岡本線料金所	福岡北九州道路公社	福岡高速4号線
九州自動車道	大宰府本線料金所	福岡北九州道路公社	福岡高速2号線
長崎自動車道	武雄南本線料金所	NEXCO西日本	武雄佐世保道路
長崎自動車道	長崎料金所	長崎県道路公社	ながさき出島道路

※ ETC割引の内容は、各事業者のホームページでご確認ください。

※ ながさき出島道路はETC割引適用対象外です。

## ( 参 考 )

### 【被災地支援のご利用例】

#### ◇ 通行料金のお支払がない例（福島飯坂 I C — 仙台宮城 I C）

全区間が無料対象区間です。通行料金のお支払がない場合でも、ETCでは車載器にETCカードを挿入して料金所をご通行ください。また、ETC以外では料金所で一旦停止してください。



<参考：無料措置前の通常料金>

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
無料措置前	1,550 円	1,900 円	2,250 円	3,050 円	4,950 円

#### ◇ 一部区間分の通行料金となる例（三郷 I C — いわき中央 I C）

有料区間分（三郷 I C—水戸 I C）の通行料金となります。適用要件を満たしたご利用であれば有料区間分の通行料金に対し ETC 時間帯割引が適用になります。この際の時刻の判断は、入口料金所（三郷本線料金所）および出口料金所（いわき中央 I C 料金所）で行います。有料区間と無料区間の境界（水戸 I C の本線上）では行いません。



<通常料金>

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
無料措置中	2,000 円	2,450 円	2,900 円	3,900 円	6,400 円
無料措置前	3,500 円	4,350 円	5,200 円	7,050 円	11,650 円

### 【観光振興のご利用例】

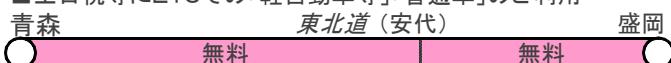
#### ◇ 観光振興により無料対象区間が拡大される例（青森 I C — 盛岡 I C）

※1 休日等に ETC での「軽自動車等」「普通車」のご利用（休日特別割引の適用要件と同じです。）であれば通行料金のお支払いはありません（0 円）。通行料金のお支払がない場合でも、車載器に ETC カードを挿入して料金所をご通行ください。

青森 I C—安代 I C が観光振興として追加となる無料区間です。

※1 土曜日、日曜日、その他の休日、平成 24 年 1 月 3 日、平成 24 年 3 月 19 日

■土日祝等に ETC での「軽自動車等」「普通車」のご利用



<参考：無料措置前の通常料金>

	軽自動車等	普通車
無料措置前	3,250 円	4,050 円

なお、上記以外（観光振興の適用外）のご利用の場合は無料区間が安代 I C—盛岡 I C となります。

□上記以外のご利用



## 【インターチェンジ相互間に複数の経路があるご利用例】

◇ 全区間有料となる例（水戸 I C — 那須 I C）

◇ 全区間無料となる例（水戸 I C — 郡山 I C）

インターチェンジ相互間に複数の経路がある場合は、最短経路上の無料区間に無料措置を適用します。

水戸 I C—那須 I C相互間では最短経路が全区間有料となる北関東道経由になりますので、実際に走行した経路が無料対象区間を含む磐越道経由であっても無料措置は適用されません（通行料金は無料措置前と同額で、変更はありません。）。

水戸 I C—郡山 I C相互間では最短経路が全区間無料となる磐越道経由になりますので、実際に走行した経路が有料区間を含む北関東道経由であっても通行料金のお支払いはありません（0円）。

